

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

対象資産・税目		取得時期	所沢市の特例割合 特例適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例	
保育 関連 事業	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5名以下）の用に供する資産 ・固定資産税（家屋・償却資産） ・都市計画税（家屋）	平成29年4月1日以降	2分の1 （課税標準の特例措置）	・ 地方税法第349条の3第27項、第28項、第29項並びに第702条第2項 ・ 所沢市税条例第46条の2第1項、第2項、第3項並びに第115条第2項	直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	
			適用された年度から期間の規定なし			
サービス付き高齢者向け貸家住宅 ・ 固定資産税（家屋）		平成27年4月1日から令和7年3月31日まで	3分の2 （固定資産税の減額措置） 適用された年度から5年度分	・ 地方税法附則第15条の8第2項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第27項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	
汚染 対策 施設等	汚水又は廃液の処理施設 ・ 固定資産税（償却資産）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	2分の1 （課税標準の特例措置） 適用された年度から期間の規定なし	・ 地方税法附則第15条第2項第1号 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第1項	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。	
	公共下水道除害施設 ・ 固定資産税（償却資産）	令和4年4月1日以降	5分の4 （課税標準の特例措置） 適用された年度から期間の規定なし			・ 地方税法附則第15条第2項第5号 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第2項
特定 再生 可能 エネ ルギ ー 発 電 設 備	太陽光発電設備（1000kw未満）・風力発電設備（20kw以上） ・ 固定資産税（償却資産）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで ※水力発電設備（5000kw以上）については令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2 （課税標準の特例措置） 適用された年度から3年度分	・ 地方税法附則第15条第25項第1号 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第10項、第11項	政府の補助を受けて取得した自家消費型の太陽光発電設備（固定価格買取制度の対象となるものは除外）、風力発電設備、水力発電設備、	
	太陽光発電設備（1000kw以上）・風力発電設備（20kw未満）・水力発電設備（5000kw以上） ・ 固定資産税（償却資産）		4分の3 （課税標準の特例措置） 適用された年度から3年度分			・ 地方税法附則第15条第25項第3号 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第15項、第16項、第17項
	地熱発電設備（1000kw未満）・バイオマス発電設備（10000kw以上20000kw未満） ・ 固定資産税（償却資産）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2 （課税標準の特例措置） 適用された年度から3年度分	・ 地方税法附則第15条第25項第1号 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第12項、第13項	水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備	
	水力発電設備（5000kw未満）・地熱発電設備（1000kw以上） ・ バイオマス発電設備（10000kw未満） ・ 固定資産税（償却資産）		2分の1 （課税標準の特例措置） 適用された年度から3年度分			・ 地方税法附則第15条第25項第4号 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第18項、第19項、第20項
	バイオマス発電設備（10000kw以上20000kw未満、一般木質・農作物残さ区分に該当） ・ 固定資産税（償却資産）		7分の6 （課税標準の特例措置） 適用された年度から3年度分			・ 地方税法附則第15条第25項第2号 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第14項

都市再生緊急整備地域内の施設等	都市再生緊急整備地域内の公共施設及び一定の都市利便施設 ・固定資産税（家屋・償却資産） ・都市計画税（家屋）	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	5分の3 （課税標準の特例措置） 適用された年度から5年度分	・ 地方税法附則第15条第14項本文 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第3項	公園、広場、緑化施設、通路等 ※ただし、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設が対象となります。
	特定都市再生緊急整備地域内の公共施設及び一定の都市利便施設 ・固定資産税（家屋・償却資産） ・都市計画税（家屋）	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	2分の1 （課税標準の特例措置） 適用された年度から5年度分	・ 地方税法附則第15条第14項ただし書 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第3項	公園、広場、緑化施設、通路等 ※ただし、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設が対象となります。
津波避難施設（指定避難施設） ・ 固定資産税（家屋・償却資産）		平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	3分の2 （課税標準の特例措置） 適用された年度から5年度分	・ 地方税法附則第15条第22項、第23項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第5項、第8項	・ 家屋 指定避難施設のうち避難の用に供する部分 ・ 償却資産（指定避難施設に附属する避難の用に供するもの） 誘導灯、誘導標識、自動解錠装置 ※ただし、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、指定された避難施設が対象となります。
津波避難施設（協定避難施設） ・ 固定資産税（家屋・償却資産）		平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	2分の1 （課税標準の特例措置） 適用された年度から5年度分	・ 地方税法附則第15条第22項、第23項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第6項、第7項、第9項	・ 家屋 協定避難家屋のうち避難の用に供する部分 ・ 償却資産（協定避難施設に附属する避難の用に供するもの） 誘導灯、誘導標識、自動解錠装置 ※ただし、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、管理協定を締結した避難施設が対象となります。
浸水防止用設備 ・ 固定資産税（償却資産）		平成26年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2 （課税標準の特例措置） 適用された年度から5年度分	・ 地方税法附則第15条第28項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第21項	防水扉、止水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機等 ※ただし、水防法に基づく洪水浸水想定区域等の一定の地下街等の所有者又は管理者が浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用の設備が対象となります。
緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地の用に供する土地 ・ 固定資産税（土地） ・ 都市計画税（土地）		平成29年4月1日から令和7年3月31日まで	3分の2 （課税標準の特例措置） 適用された年度から3年度分	・ 地方税法附則第15条第32項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第22項	市民公開緑地 ※ただし、都市緑地法に規定する緑地管理機構が所有し又は無償で借り受けて設置・管理するものに限定されます。
浸水被害軽減地区の指定を受けた土地 ・ 固定資産税（土地） ・ 都市計画税（土地）		令和2年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2 （課税標準の特例措置） 適用された年度から3年度分	・ 地方税法附則第15条第37項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第23項	浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性能等向上事業により整備した施設等 ・ 固定資産税（土地・家屋・償却資産） ・ 都市計画税（土地・家屋）		令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	2分の1 （課税標準の特例措置） 適用された年度から5年度分	・ 地方税法附則第15条第38項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第24項	・ 土地（道路、通路、公園、緑地、広場等） ・ 家屋（食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設等） ・ 償却資産（芝生、ベンチ、樹木、噴水、街灯、電源設備、給排水設備、冷暖房設備等）
雨水貯留浸透施設 ・ 固定資産税（償却資産）		令和3年11月1日から令和9年3月31日まで	3分の1 （課税標準の特例措置） 適用された年度から期間の規定なし	・ 地方税法附則第15条第41項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第25項	透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設等 ※ただし、特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した償却資産が対象となります。
貯留機能保全区域の指定を受けた土地 ・ 固定資産税（土地） ・ 都市計画税（土地）		令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	4分の3 （課税標準の特例措置） 適用された年度から3年度分	・ 地方税法附則第15条第42項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第26項	河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地で雨水等が溜まる田んぼなど。
マンション長寿命化工事を受けた家屋 ・ 固定資産税（家屋）		令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	3分の1 （課税標準の特例措置） 長寿命化工事が完了した年の翌年度分	・ 地方税法附則第15条の9の3第1項 ・ 所沢市税条例附則第10条の3第28項	次の要件を満たすマンション ・ 築後20年以上が経過している10戸以上のマンション ・ 長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施 ・ 長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保

\* 過去廃止されたわがまち特例については、別に記載しています。そちらをご覧ください。